

高松空港送客バス支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高松空港発着の定期路線（東京線を除く。以下同じ。）を利用するために、団体を送客する旅行会社等（以下「事業者」という。）に対し、助成金を交付することにより、高松空港の利用促進を図ることを目的とする。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、有料でチャーターするバス（大型・中型バス、マイクロバス、ジャンボタクシー、レンタカーを含む。（以下「送客バス」という。））を使用し、団体の利用客（県内の学校若しくは専修学校（大学、短期大学を除く。）が主催する修学旅行又は研修旅行の利用客及び国又は地方公共団体から支給される旅費により旅行する利用客を除く。）を高松空港発着の定期路線に送客する事業者とする。

(助成金の交付要件)

第3条 助成金は、定期路線を利用した場合に交付する。

2 前項の規定にかかわらず、以下のいずれかの期間に催行される旅行にかかる利用は、助成の対象外とする。

- (1) オミクロン株対応の香川県対処方針が医療負荷増大期または医療機能不全期
- (2) 香川県または旅行目的地の都道府県において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間
- (3) 香川県または旅行目的地の都道府県において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の期間
- (4) 旅行目的地が外務省の感染症危険情報のレベル3以上に該当する期間

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、送客人数（添乗員、公立学校の修学旅行等で利用する教職員は除く。）に応じて別表のとおりとし、送客バス借上代金総額（高速道路又は有料道路の料金を含む。）を超えないものとする。ただし、定期路線の利用が往路又は復路のみの利用の場合は、別表に定める金額の半額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、助成金交付申請書（様式第1号）を送客する日の10日前まで（土日祝日除く）に、高松空港振興期成会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、前条の助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、決定通知書（様式第2号）により、事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 事業者は、送客が完了したときは、完了後14日以内（土日祝日除く）に、実績報告書・請求書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第8条 会長は、前条の実績報告書・請求書を審査の上、適当と認めるときは、助成金を支払うものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第9条 事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明したときは、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、事業者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(助成の期間)

第10条 助成の期間は、出発日が令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点で打ち切るものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年3月1日から施行し、平成17年4月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成18年3月24日から施行し、平成18年4月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成19年3月13日から施行し、平成19年4月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成20年3月12日から施行し、平成20年4月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成21年3月5日から施行し、平成21年4月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成22年3月19日から施行し、平成22年4月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成22年5月24日から施行し、平成22年6月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成22年10月28日から施行し、平成22年10月31日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成23年3月11日から施行し、平成23年4月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年7月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成24年3月28日から施行し、平成24年4月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成24年4月27日から施行し、平成24年5月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成24年6月27日から施行し、平成24年7月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成25年1月4日から施行し、平成25年3月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年4月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行し、平成 28 年 12 月 1 日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、令和 3 年 8 月 19 日から施行し、令和 3 年 8 月 19 日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、令和 4 年 10 月 24 日から施行し、令和 4 年 10 月 24 日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日からの送客に適用する。

別紙（第4条関係）

路線名	出発地	送客人数（1台あたり）	助成限度額
那覇線 ソウル線 上海線 台北線 香港線	香川県	21名以上	20,000円
		6～20名	10,000円
	徳島・愛媛・高知県	21名以上	40,000円
		6～20名	20,000円
	中国地方各県	21名以上	50,000円
		6～20名	25,000円

※複数の送客バスに分乗した場合は、1台の送客バスとみなす。

（例 6人が徳島県から那覇線を往復利用するため2台レンタカーを借り上げた場合、1台とみなして、20,000円を限度に助成する。）

様式第2号

第 年 月 日

(申請者)

様

高松空港振興期成会
会長 香川県知事 池田 豊人 ⑩

高松空港送客バス支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった高松空港送客バス支援事業助成金については、高松空港送客バス支援事業助成金交付要綱第6条の規定により交付することに決定したので通知します。

記

助成金の額	円
-------	---

送客日 年 月 日

高松空港振興期成会 会長 殿

(申請者)
所在地
会社名
代表者職氏名

高松空港送客バス支援事業助成金実績報告書・請求書

年 月 日付けで交付決定のあった高松空港送客バス支援事業について、高松空港送客バス支援事業助成金交付要綱第7条の規定により送客が完了したので報告するとともに、助成金を請求します。

記

交付決定通知書番号	第 号					
助成金決定額	金 円					
助成金振込金融機関名	銀行 支店					
口座種別	普通・当座・貯蓄					
口座番号						
ふりがな						
口座名義						
送迎バス借上代金	金 円	金 円				
送迎始発地	～高松空港		高松空港～			
	※ 送迎始発地は市町村名を記入してください					
高松空港への送迎年月日	年 月 日	年 月 日				
送客人数	人		人			
使用する送客バス台数						台
バス会社名						
利用する航空会社名及び便名						

(添付書類)

- ・航空会社等の送客人数を証明する書類の写し（原則として搭乗証明書）
- ・送客バス利用証明書（請求書等の借上代金・台数・送迎日がわかるバス会社等運送業者が発行した書類）

※支払については、請求を受理した日の翌月に支払うものとします。

- ・責任者 職氏名：
- ・担当者 職氏名：

[連絡先(TEL)： — / メールアドレス：]